議発第6号

議会改革特別委員会の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び掛川市議会会議規則(平成17年掛川市議会規則 第1号)第14条第1項の規定により、裏面のとおり議案を提出する。

令和5年5月16日提出

提出者

掛川市議会議員

松	本		均	安	田		彰		橋	本	勝	弘
石	Ш	紀	子	鷲	Щ	記	世		髙	橋	篤	仁
大	井		正	Щ	田	浩	司		藤	原	正	光
富	田ま	ミ ゆ	み	勝	川志	云 保	子		松	浦	昌	巳
嶺	岡	慎	悟	藤	澤	恭	子		鈴	木	久	裕
寺	田	幸	弘	Щ	本	裕	三		窪	野	愛	子
山	本	行	男	草	賀	章	吉		<u>-</u>	村	禮	_

議会改革特別委員会の設置

1 設置

地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第4項及び掛川市議会委員会条例(平成17年掛川市条例第208号)第6条第1項の規定により、掛川市議会(以下「市議会」という。)に議会改革特別委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 所管事項

委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 市議会におけるタブレット型端末の有効活用の推進に関すること。
- (2) 予算及び決算に関する審議の充実を図るため、事務事業評価及び予算決算説明書の改善について調査研究すること。
- (3) 市議会の日程、オンライン会議及び一般質問のあり方、市議会に関する条例及び規則の見直し等について調査研究すること。

3 定数

特別委員の定数は、6人とする。

4 設置期限等

委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続するものとする。